

農中総研 調査と情報

2007.7 (第1号)

『農中総研 調査と情報』の創刊にあたって

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

日豪 FTA と日本の食料安全保障	1
野菜を巡る最近の情勢	3
林業の危機的状況の中で経営意欲をなくす森林所有者の増大 —平成 18 年度森林組合員アンケート結果より—	5

● 農漁協・森組 ●

海外協同組合の動向 —クレディ・アグリコールにおける農業融資への取り組み—	7
---	---

● 経済・金融 ●

大都市の農地動向について	9
労働環境の地域格差 —賃金と仕事の見つけやすさの動向—	11

■ 現地ルポルタージュ ■

新潟県における経営安定対策への対応状況	13
徳島県上勝町 —「彩(いろどり)の里」の希有の導き手と元気なお年寄りたちの町起こし—	15

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	19
---------------------------------	----

■ 寄稿 ■

安心して暮らせる豊かな地域社会の実現 —JA のコミュニティ支援への期待—	21
三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 石田 正昭	

■ あぜみち ■

今昔物語	23
------------	----

『農中総研 調査と情報』の創刊にあたって

このたび農中総研では、新しい情報誌として『農中総研 調査と情報』を発行することといたしました。

当社の定期刊行物としては、月刊誌として『農林金融』『金融市場』があり、いずれも当社の重要な調査研究誌として、長年にわたり農林漁業者、協同組合関係者および研究者ほかの皆様方にそれなりの評価をいただいていたものと考えております。(本年3月まで隔月で発行していた『調査と情報』は現在休刊としております。)

新たな『農中総研 調査と情報』は、これらの各誌とは若干色合いを異にし、農林漁業を取り巻く環境および現在生起している様々な状況を簡潔にまたタイムリーにお伝えしようと考えております。このため、記事の分量を少なくし図表等を多くするなど、見やすさ、読みやすさを旨として当面は隔月刊として発行することとしております。

農中総研は、農林漁協系統のシンクタンクとして、農林漁業、系統組織の発展と系統信用事業の円滑な運営に資する幅広い調査研究と情報提供を行うことを基本使命と認識しております。従って調査研究テーマは経済金融、農林漁業、協同組合、系統信用事業等、極めて多岐にわたり、各研究員も常々担当分野に応じた幅広い課題と問題意識を有することを心がけています。

『農中総研 調査と情報』では、これらを網羅してできるだけ幅広く情報をご提供する予定ですが、より詳しく知りたいと感じられた方は月刊の調査研究誌をご覧いただければと考えております。

当総研の研究活動や本誌の発行につきましては、引き続き、読者の皆様のご意見を十分いただきながら、充実に努めていきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

農林中金総合研究所 代表取締役社長 大多和 巖

日豪FTAと日本の食料安全保障

1 豪州の貿易構造と貿易政策

豪州は、18世紀末以降イギリス人等が移住して形成された典型的な「新大陸」であり、面積は日本の20倍あるが、人口は2000万人程度にすぎない。農地・草地は広大で粗放的な農業が営まれ鉱物資源も豊富であり、鉱物・天然資源や農水産物を輸出し、自動車、電気機械等の工業製品を輸入している。

豪州は英連邦に属し、かつてはイギリスとの貿易関係が深かったが、イギリスのEC加盟（73年）以降はイギリスとの貿易関係は縮小し、それに代わって日本や米国との貿易が増大し、近年ではASEAN、韓国、中国との関係が深まっている。現在、豪州の最大の輸出先は日本（19%）であり、ASEANを含む東アジアへの輸出割合が6割に達する。また、最大の輸入先は米国（15%）であるが、中国（13%）、日本（12%）が続ぎ、ASEANを含む東アジアからの輸入が5割を占めている。

こうした中で豪州はアジア諸国との関係を強化してきており、89年には、豪州が提案してAPECが結成された。豪州は、隣国ニュージーランドと82年にFTAを締結したが、世界的なFTAの隆盛の中で2000年頃からFTAを積極的に推進するようになっており、既にシンガポール、米国、タイとFTAを締結し、さらに中国、マレーシア、アラブ首長国連邦、ASEANとFTA交渉を始めている。こうした中で、今年（07年）4月、日豪FTA交渉が開始された。

豪州は、米国、タイとのFTAで大部分の関税を即時撤廃し、繊維品等については経過期間を設けて撤廃することを約束した。一方米国は、砂糖や乳製品を例外にし、肉類や青果物等は経過期間を長く設定したものの、大部分の関税を撤廃した。またタイも、乳製品、青果物など経過期間を長くとした品目はあるものの、農産物を含む関税を撤廃した。

2 日豪FTAと日本の食料・農業

日本の鉱物資源・食料輸入に占める豪州の割合は高く、一方豪州は日本の重要な輸出先である。また豪州は、安全保障の面でも日本にとって重要な国である。

豪州の平均関税率は3.8%と低く、農産物の平均関税率は1.5%に過ぎないが、繊維品や自動車の関税は比較的高い（注）。日本の対豪輸出の6割は自動車・自動車部品であり、豪州とのFTAを最も望んでいるのは日本の自動車業界であると考えられる。

（注）ただし、80年代半ばでは自動車の関税率は約50%であったが、現在では10%まで低下し、さらに近く5%まで低下する予定である。

豪州とのFTAでの最大の焦点は、豪州がこれらの工業品の関税を撤廃する場合、日本に何を求めてくるかということであり、その際に日本の農林水産物（豪州からの総輸入額の22%を占める）の関税が問題になる可能性が高い。

日本は豪州から牛肉、チーズ、小麦、大麦、

砂糖、ナタネ、羊肉など多くの農産物を輸入しており、日本にとって豪州は、米国、中国に次ぐ第3の食料供給国である。豪州からの輸入品目の多くは日本国内でも生産しており、品目ごとの状況を整理したのが、第1表である。

第1表 豪州からの輸入農産物(2005年)

品目	豪州からの輸入量	シェア	日本国内の生産量	国境措置
	万トン	%	万トン	
小麦	111	20.2	87	国家貿易 55円/kg
大麦	57	49.5	18	国家貿易 39円/kg
米	1.7	2.1	907	国家貿易 341円/kg
砂糖	38	28.6	84	調整金 71.8円/kg
ナタネ	42	18.5	0.02	無税
牛肉	41	89.5	35	38.5%
チーズ	9.3	44.0	3.9	22.4~40%
羊肉	3.2	58.4	0.02	無税

資料 ジェトロ「アグロトレードハンドブック2006」
 (注) 「シェア」は輸入量全体に占める豪州のシェア。

このように豪州からの輸入農産物は日本の国内生産と衝突し、特に北海道の生産物と競合する品目が多い。豪州とのFTAで農産物の関税を撤廃すると、食品製造業、農業資材産業等の関連産業も含め日本農業や北海道経済に深刻な打撃を与えるであろう。

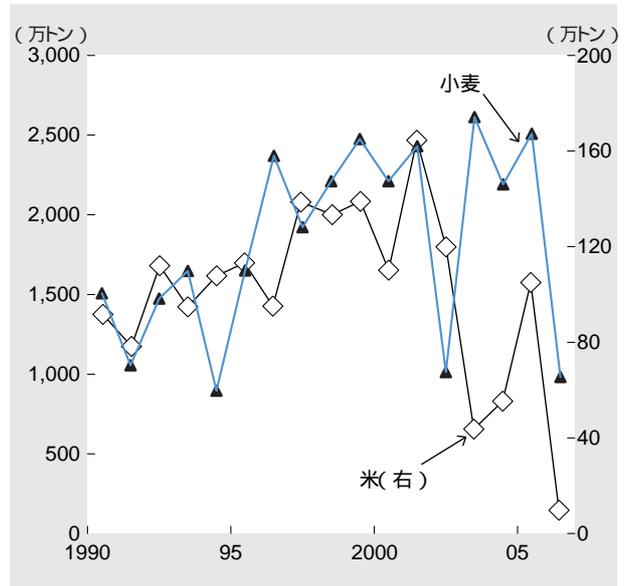
3 日豪FTA交渉にどう対処すべきか

日本は、これまで合意したFTAでは、重要農産物を関税削減・撤廃の対象から除外してきた。日豪FTAにおいても、米、小麦、乳製品、砂糖、牛肉は日本農業の重要品目であるため、関税撤廃の例外にすべきであろう。

食料安全保障のためにも豪州とのFTAが必要との主張も一部にあるが、豪州の農業は水

不足のため生産が不安定である(第1図)。

第1図 豪州の穀物生産量推移(小麦、米)



資料 FAOSTAT

豪州ではこれまでたびたび干ばつが起きており、たとえ豪州とのFTAで食料供給安定という条項が入ったとしてもその実効性は疑わしく、生産が不安定な豪州に日本の食料を過度に依存することは、食料供給の安定性を逆に損ねることになるであろう。

豪州の1経営体当たり農地面積は日本とは比べものにならないほど大きく(約1900倍)いくら構造改革を進めたとしても日本農業が豪州の規模にはなることはできない。さらに、日本が豪州に譲歩した場合、他の国からも同様の要求が出てくることが予想され、日本として重要品目について譲歩できる余地は小さい。したがって、豪州が日本の食料事情を理解し柔軟な態度をとらない限り、日豪FTAの合意は困難であろう。

(主任研究員 清水徹朗)

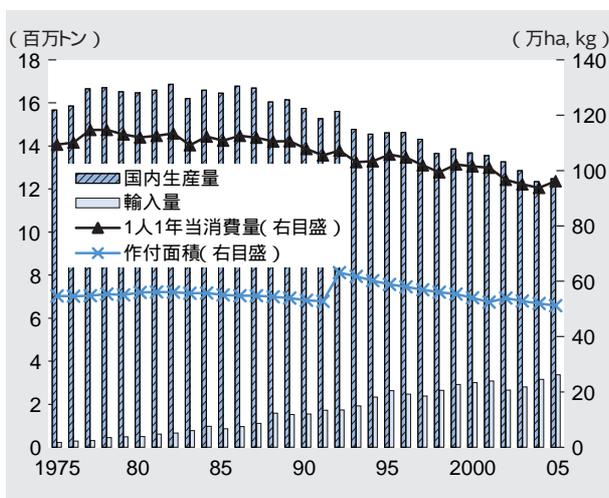
野菜を巡る最近の情勢

1 生産・消費減少のなかでの輸入増

野菜の生産量は減少傾向が続き、2005年では1,248万トン(82年の74%)となった。これは、1人1年当たりの消費量の減少(89年の110.6kgが05年に96.2kg)による需要減と、野菜輸入増、生産者の高齢化による規模縮小等が複合的に生じた結果となっている。

1人1年当たりの消費量の減少は、食の簡便化志向のなかでの若年層を中心とした野菜離れが主因となっている。

第1図 野菜の作付面積・生産量・輸入量・消費量の推移



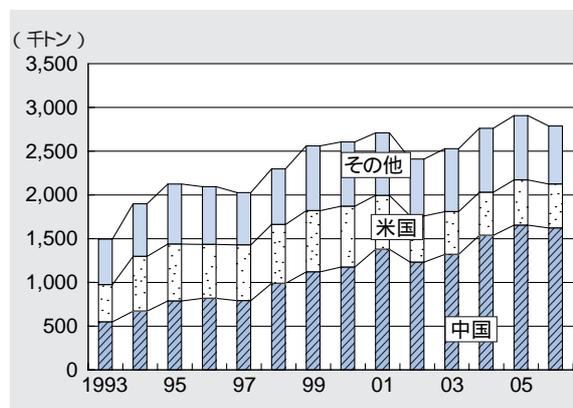
資料 農林水産省「食料需給表」『野菜生産出荷統計』から作成

野菜の輸入量は85年頃から徐々に増加しており、野菜の自給率は78.8%(05年、89年には91.4%)と傾向的に低下してきた。また、野菜の作付面積も減少傾向が続いており、05年には51.2万ha(92年の81%)となった(第1図)。

野菜輸入量を形態別にみると、生鮮野菜が最も多く(06年で95.6万トン、構成比34.3%)、次いで冷凍野菜(同85.7万トン、30.8%)、その

他調製野菜(同48.3万トン、17.6%)と続く。輸入相手先国別にみると、中国が圧倒的に多く(同162.2万トン、58.2%)、次いで米国(同50.2万トン、18.0%)とこの2ヶ国で8割弱を占めるが、長期的には中国の増加が著しく米国は徐々に減少している(第2図)。

第2図 輸入先国別野菜輸入量の推移



資料 農畜産業振興機構(2006)『2005年野菜輸入の動向』、ホームページから作成

なお、06年の野菜輸入量は生鮮野菜を中心に減少して05年比96%(生鮮野菜は86%)の水準となったが、その主因は生鮮野菜で主力の玉葱が、中国、米国、ニュージーランドで不作となったこと等によるもので、必ずしもポジティブリスト制の導入(残留農薬等の規制強化)によるものとはなっていない(財務省「貿易統計」、農畜産業振興機構『野菜情報』ほか)。

2 低下から持直し傾向の価格

国内産野菜の価格は、豊凶変動のなかで長期的にみると低下傾向にあるものの近年持直しつつあり、95年を100とする指数でみると06年には96.8と、10年間で3.2%の低下に留まっている(農林水産省「農林水産業生産指数」

ほか)。

3 稲作と異なる生産構造

野菜作農業の担い手構造は、総産出額に対する主業農家による産出額割合で見ると、稲作の37%と比し83%と高い(農林水産省試算)。

また、規模拡大は、露地・施設野菜とも漸進傾向で、露地野菜では作付面積2ha以上の農家数シェアは6%ながら、作付面積シェアは47%に達している(2005年、農林業センサス)。

野菜作における認定農業者数は33千(03年)、農業生産法人数は988(05年、各農林水産省資料)となっている。

4 変化する流通・需要とその対策

(1) 卸売市場経由率と系統取扱シェア

野菜の卸売市場経由率は、04年度には76.8%と国内流通の主流ながら、弱含み横ばいから低下に向かった(農林水産省)。

また、野菜の系統取扱シェア(農協段階)は、04年で53.2%と過半を占めているものの、緩やかな低下基調にある(全農『JAグループ経済事業基礎統計』)。

(2) 加工・業務用需要の動向

近年、野菜の需要先においても加工・業務(外食・中食事業者)用の割合が上昇しており、主要野菜(指定野菜14品目 - 馬鈴薯)では55%となっている(05年、農林水産政策研究所)。また、加工・業務用需要における輸入割合も上昇しており、05年で32%となった(同)。これは、国産野菜が「4定(定質、定時・定量、定価)」を始めとする加工・業務用ニーズにこたえていないことが主因となっている。

(3) 生産・流通コストの削減計画

加工・業務用需要者が輸入品を選好する理由の一つが価格差にあり、国産品シェア

拡大のためのコスト削減の目安は約1~3割程度となっている(農林水産省のヒアリング結果)。

農林水産省では、「食料供給コスト縮減アクションプラン(生産コストを含む、06年9月)」を策定し、10年度までの5年間で2割削減する取組みを推進している。露地野菜の生産コストでは、機械化一貫体系の導入、規格の簡素化等によるコスト低減が志向されている。

(4) 産地改革計画の取組み

01年度から農林水産省の主導により、主要産地で、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化、を目標に産地改革・強化の取組みがなされている。

(5) 需給・価格安定対策の見直し

02年の野菜生産出荷安定法改正で、野菜価格安定制度について「大規模生産者の直接加入制度」や「契約野菜安定供給制度」が創設され、05年度からはその運用改善(大規模生産者の規模要件緩和等)が行われた。また07年度からは、契約対象者に「外食事業者等への納入業者」を加える等の運用改善が行われ、需給調整対策では、これに参加していないと価格安定制度の補填率が10%劣後する等の見直しが行われた。さらに、担い手を中心とした産地への重点支援のため、産地を担い手(認定農業者・同準ずる者)の作付面積シェアの高さと過去3年の計画出荷実績に応じて3区分し、価格安定制度の補填率に差を設け(一律90%補填から基本70~90%へ)、07年度の秋冬物野菜から適用されることとなった。

なお、別途、過剰時の野菜の産地廃棄を軽減する有効利用が検討されている。

(主席研究員 藤野信之)

林業の危機的状況の中で経営意欲をなくす森林所有者の増大 平成18年度森林組合員アンケート結果より

1 はじめに

本アンケートは14、15、16、17年度に続き第5回目である。本年度は、森林組合員の森林・林業経営の実態・意識、森林組合員の森林・林業経営に役立つための系統の進むべき方向の模索・検討、組合員の森林の集団的管理に対する意識、組合員の低コスト林業にかかる意識、の4点を柱とし特に第4点目を中心とした。

本年度の対象組合は平均的な林業地帯にあり対象組合員も平均森林所有面積が7.9haと全国平均5.6haに近い森林所有者とした。平均的な森林所有者の意識をつかむことを目的としたものである。

アンケートは3組合から組合員に郵送し、回収時は返信用封筒で直接当総研へ回収する方法をとった。各組合300部計900部のアンケートを配布し、合計で527部を回収した。回収率は58.6%となり、郵送による回収としてはかなり高くなった。

以下紙数の関係から重要と思われる事項を2点に絞り紹介したい。森林・林業の危機的状況は進行しており、もはや猶予はない。

2 仮に森林管理ができなくなり売却する した場合の売却価格について

設問「適正管理ができない場合の管理方法」で「国や県・市などの公的な行政機関や社会的集団的事業体を新たに設置し、そういう団体などに最低限の値段で買い取ってもらう（所有権を移す）」と回答した113世帯に「スギ30年生としてhaあたりの最低売却価格」をたずねたのが第1表である。

林野庁等の資料で平均的な地域でのスギ30年生の山林価格を求めるとhaあたり約180万円となる。これは通常に手入れされた山林で、通常の売り手、買い手があって売買が成立したときの価格である。

これに対して第1表では、「私的経営困難という理由で行政等に最低価格で売却する（引き取ってもらう）場合の金額」と明示した上での回答である。財産としての山林への関心の減少を反映して「わからない」が一番多く36.3%あるうえ、「ゼロから50万円まで」の安価な数字が33.6%もある。一方で「100万円を超える高価な回答」も20.3%ある。森林の場所や手入れ状況にもよるが、「森林の価値意識」の2極分化が見られる。このことは林業経営の「やる気」の2極分化とも言える。「森林を所有していることは

第1表 所有林売却最低金額

(単位 %)

	回答世帯数	ゼロ円以下(引き取ってもらえない)	0から約10万円	約10万円超え 約30万円まで	約30万円超え 約50万円まで	約50万円超え 約100万円まで	約100万円超え 約200万円まで	200万円以上	わからない	その他の金額
合計	113(100%)	27	35	168	106	97	159	44	36.3	-

管理面では負担だし、むしろマイナスの資産とも思える」、逆に「そうは言っても所有権に対する報酬はそれなりに欲しい」という森林の所有意識の2面性もその要因である。また、地域は違うが数年前のアンケート結果と比べて、経営の困難性のため、かなりの低価格で公的に行政等に売却する（引き取ってもらう）可能性が少しずつ増大しているようにも思われる。いずれにしても、森林所有者が森林の所有を重荷と感じるようになり、「投げ出したい気分」になっていることは想像に難くない。

3 地元森林の荒廃についてどう思うか

また、「地元森林の荒廃についてどう思うか」をたずねたところ、第2表のとおり「林業の採算が合わないのだからしかたないと思う」が第1位で35.2%である。

第2表 地元森林の荒廃について

(単位 %)

	回答世帯数	林業の採算が合わないのだからしかたないと思う	森林所有者がなんとかしなければと思う	国や自治体など行政がなんとかするべきだと思う	地域住民・行政等を含む社会全体でなんとかするべきだと思う	わからない	その他
合計	491(100%)	35.2	13.2	19.8	23.8	6.9	1.0

いつから「森林所有者がなんとかしなければと思う」という「責任感派」が少なくなったのか。恐らくここ十年くらいの変化が大きいと思われる。材価が1980年にピークを打って、下落しつづける中で、現在の材価はピークの半分を割っており、山村の林業の担い手

は高齢化し続けた。アンケートの自由意見欄の「森林を守るべき」とする意見を要約すると「林業は金にならないし産業としても今や成り立たない。また財産としてみても、将来の材価に期待はできないと思われるので、魅力はない。しかし、祖先から受け継いだ山林を守るのは自分たちの責務であり、経済的に採算が合わなくても、守り続け、自分の代でダメにするわけにはいかない」となるが、1980年代以降しばらくはこういった農林家が多かったと筆者は考えていた。しかし、それは森林所有者の倫理観に頼った思いであり、経済合理性の基盤が弱かったと言わざるを得ないかもしれない。林家の世帯主が高齢化し、自分で山林の手入れができなくなったとき、次の世代はもう農林家というよりサラリーマンとなっている場合が多い。このため林業に対する思い入れが前世代とは大きく違って減

少しており、むしろあまりお金にならないで手ばかりかかる山林を負の遺産として、負担あるいはもっと言えば厄介に思うようになってきたのではないかと考えられる。その結果「責任感派」が大幅に減り、「地域住民・社会・行政が管理すべきだ派」が大幅に増えたのだろう。荒れた森林が危機的に増大しつつある昨今

「森林の管理を誰がどう担うのか」をわれわれ系統団体を含め社会全体が本気で考えなければならなくなっている。

(主任研究員 秋山孝臣)

海外協同組合の動向

クレディ・アグリコールにおける農業融資への取り組み

フランスは、EU最大の農業国である。平坦な55万km²の国土の約50%を農用地が占め、2001年の農業総生産額は2,112億フラン、GDPの2.2%を占める。農業就業人口は近年急速に減少しているが、2001年現在818千人で、全人口の3.0%を占める。

広大な農地を維持しつつ就業人口の減少が続いていることから、経営規模の拡大傾向が続いており、一戸当りの平均経営面積は42haに達している。

フランス最大の協同組合金融機関であるクレディ・アグリコールは、こうしたフランス農業を金融面からサポートする大きな役割を果たしており、その包括的なサービスは我が国系統組織にとっても示唆するところが大きい。

以下では、昨年、同行の農業金融担当セクションを訪問し、ヒアリングした結果等をもとに、同行の農業金融への取り組みを紹介することとしたい。^(注)

農業融資の位置づけ

まずクレディ・アグリコールにおける農業融資の位置づけを見ると（第1表）、近年における同行の業務の多角化を反映し、ローン全体に占める農業部門のウェイトは9%にとどまっている。ただし、過半を占める住宅ロー

ンの中には農家向けのローンも相当含まれており、また一般企業向けの12%と対比しても、農業部門は同行の業務において引き続き重要な位置づけを有しているものといえよう。

第1表 クレディ・アグリコールにおけるローンの構成比(2005年)

住宅ローン	56%
企業向け貸出	12
農業向け貸出	9
消費者ローン	8
地方公共団体向け貸出	5
その他	10

一方、同行の農業融資がフランス全体の農業融資に占める割合は80%を超えており、圧倒的なシェアを有している。これは、同行が、以前、財政資金を農業部門に供給するという政策的な役割（我が国における農林漁業金融公庫的な位置づけ）をも担っていたことが大きく影響している。しかし、制度資金取扱いの自由化が行われ、同行が完全民営化した1991年以降の推移をみても、その優位性は揺らいでいない。

豊富な農家向け金融サービス

こうした同行の農家向け金融サービスの優位性について、まず注目されるのは、そのラインアップの豊富さであろう。

農家の資金調達面については、中長期ローン（2～20年、場合により20年超）、リースファイナンス（3～7年）、短期運転資金（短期資金、貸越、割引等）が用意され、経

(注) 同行の組織は全国機関であるクレディ・アグリコールSA、43の地方金庫、2,599の地区金庫等からなる。前2者が金融業務を営み、後者は主に理事選出の機能をもつ。相互保証により、グループとしての一体性は我が国よりも強い。以下の数値等はグループトータルのもの。

営作目により異なる各農家のキャッシュフローに応じ、弾力的な返済方法が選択できるようになっている。また、農家が農業機械を購入する際、売り手（メーカー）に対して信用供与を行い、それにより、農家が間接的に延払い、リース等のサービスを得られる（農家は借入れ事務負担から開放される）といった方式も提供している。

農家の資金運用面については、グループ内の投資顧問会社、生命保険会社等を活用し、預金以外にも、各農家のニーズ、リスク負担能力に応じ、株式、債券、生命保険、年金プラン、投資ファンド等、広範な商品を提供している。

また、保険の分野では、経営者に対する生命保険に加え、火災等による農業設備への損害、災害等による農産物への損害（我が国における農業共済）等、広範なリスクをカバーする品揃えが行われている。

これらの商品群に加え、情報提供サービスとして同行が運営する農家向けのウェブサイトには、月間100万人を超えるアクセスがある。サービスは無料部分と有料部分に分かれており、無料サービスには、農業関連情報（農業省、農業新聞等、500を超える団体と提携）、地域天候情報、広告情報、農業設備に関する比較情報、等があり有料サービスとしては、より詳細な天候情報、農畜産物に関する価格情報、ワイン情報、豚肉市場情報、等がある。

何が最適なサービスであるか

こうした豊富な品揃えは、同行が欧州のユニバーサルバンク制度の下、保険、証券等関

連する金融業務を一体的に運営することが可能であるという事情もあろう。しかし、品揃えの豊富さ以上に重要なことは、こうした商品を単に単品として推進するのではなく、一つの経営体としてみた農家にとって、何が最適な組み合わせであるかが強く意識されていることであろう。

フランスにおいては、農業者が引退し、後継者がそれを引き継ぐ際には、農地、設備等を一括して後継者が買い取るという形態が一般的である（通常親子間で売買が行われ、売却代金は、引退した両親の老後の資金となる）。若い経営者は、経営を開始する時点で、当初の資金をいかに調達するか、財務バランスをどうするのが最適か、各種リスクに対する保険をどの程度行うべきかといった経営上の課題に直面する。

同行は、こうした「経営体」としての農家に、財務面でのトータルなアドバイス、商品の提供を行うことにより、広範かつ強固な関係を維持しているものといえよう。

我が国においても、今後は、好むと好まざるとに拘らず、農業経営の集約化、法人化といった動きが加速化していくことが予想される。そうした農家（法人）にとって、経営面・財務面でのアドバイス機能はさらに重要性を増していくであろう。

システムトータルとしてみれば、品揃えの豊富さはクレディ・アグリコールに勝るとも劣らない。今後は、そうした機能を総合的にとらえ、何がその経営体にとって最も望ましいサービスであるのか、といった視点での推進がさらに重要になっていくものと思われる。

（基礎研究部長 原 弘平）

大都市の農地動向について

1 大都市圏の農地をめぐる土地制度

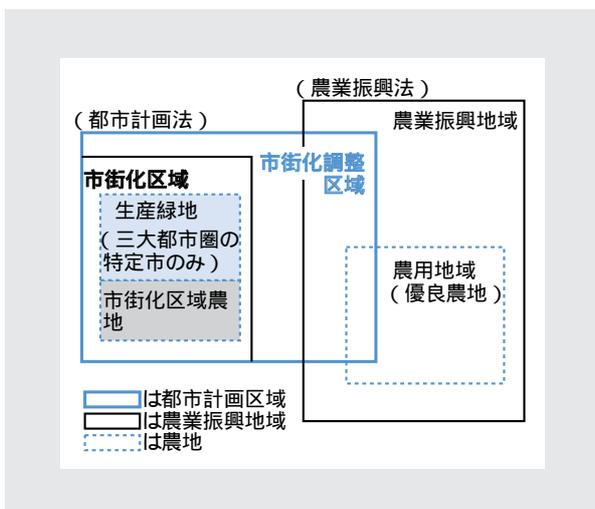
農家組合員の高齢化が進むなか、都市農地の減少が続いている。特に大都市においては転用需要が高い上に転用した場合の評価の価値が極めて大きい。土地制度も込み入っており、農地承継をさらに難しくしている。

大都市圏の農地をめぐる土地制度を簡単に説明すると、「都市計画法」上、まず、都市計画区域と、それ以外の区域に分かれる。また、都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分かれる。市街化区域とは、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「都市計画法」の枠内においては、市街化区域の農地は流動化されるべき農地とされる。そのため、転用が届出制と簡便になっている。また、固定資産税は宅地

並みに課税されることとなっている。相続税の納税猶予の特例は認められない。市街化区域内の農地は基本的には税法（固定資産税、相続税）などのうえで宅地並みの扱いとなる。しかし、特例として三大都市圏の特定市（東京都23区を含む）の市街化区域内の「生産緑地」制度がある（第1図）。

大都市で農地承継をする場合、生産緑地の指定を受けると、固定資産税・都市計画税は農地課税となり減額されること、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用が認められ、相続税の算定基準となる評価額も減額されることなどのメリットがある。しかし、その適用条件は以下のように厳しさもある。面積が500m²以上の農地であり、農業の継続が可能であること、などである。相続税についても、納税猶予期限は農業承継者の死亡日までであり、次世代が農業を行わない場合は相続税が課税される。また、相続税の納税猶予を受けていて、何らかの理由で納税猶予が打ち切られると（例外もあるが）、納税猶予の期間に対応した利子税を支払わなければならない。納税猶予の打ち切りに伴う所有者の払うべき税金は、原則的には「猶予税額 + 利子税 + 譲渡税」となる。このような手続きの煩わしさなどから、生産緑地の認可を受けることをためらう農家も多いと言われる。

第1図 大都市・特定市における土地制度（イメージ）



資料 生産緑地は三大都市圏の特定市のみ地区設定が行われている。それ以外の市町村には生産緑地地区は存在しない。
JA総合研究所・丹理事研究員の説明をもとに農中総研作成

2 大都市の農地面積の動向

前述のような土地制度を踏まえ、近年の大

都市圏の農地の動向を見よう（第1表）

生産緑地以外の市街化区域内農地（以下、非生産緑地という）の面積は近年、前年比4%～5%のかなり速いペースで減少している。一方、生産緑地の減少ペースは非生産緑地に比べれば緩やかである。したがって、特定市の市街化区域内の農地において、生産緑地の占める割合が上昇している。

しかし、生産緑地の減少ペースも高まる傾向にあり、05年には前年比1.3%の減少となった。全体的にも前年比3%前後の減少が続いている。「線引き」変更により新たに市街化調整区域から市街化区域に編入された農地もあるとみられ、全体としての市街化区域農地の変動には不確定なところもあるが、大都市圏・特定市の市街化区域内の農地は毎年1,000ha前後減少している。

例えば、1,000haが宅地並みに評価されたとした場合、その農地減少に伴う換算金額は三大都市圏特定市の公示価格平均である1m²あたり約14.0万円とすれば、1.4兆円になる。また、公示価格平均の6割相当である1m²あたり約8.5万円としても8,500億円にのぼる。これが

すべて売却されているわけではないが、転用等に伴い農業生産からは離れるわけであり、農家組合員の高齢化が進行するなか、JAの組織・事業基盤の維持・強化の観点から注意を要

す数字と思われる。

都市農地のトータルな価値が理解されたうえで、組合員が営農を続ける前提となる農地保有が農業生産の収益性と見合う税負担のもとで継続されることが望まれる。系統組織はこれまでも政策支援を得るべく活動を行ってきたが、その重要性はますます高まって行こう。それとともに、組合員とのパートナーシップ（共存共栄）の関係強化という点から、農地を含めた資産管理ニーズにどのように対応していくかは引き続き重要である。日常的な不動産管理の受託、世代交代に備えた遺言信託の相続サポート、重要な資産である土地を売却した場合におけるJA貯金を中心とする受け皿、さらに、万が一の相続税納付に備えた安定的な金融資産運用など、総合的に対応していく態勢が求められていると思われる。

（調査第二部副部長 渡部喜智
主事研究員 田口さつき）

（参考文献）

・総研レポート「大都市圏の農地の現状と資産推計」（06年4月刊行）

第1表 三大都市圏特定市の市街化区域内の農地面積の推移

項目	生産緑地		生産緑地を除いた市街化区域農地		市街化区域内の農地面積		の前年比
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
年	ha	%	ha	%	ha	%	ha
2000	15,378	0.7	20,602	3.8	35,980	2.5	924
2001	15,316	0.4	19,639	4.7	34,955	2.8	1,025
2002	15,183	0.9	18,795	4.3	33,978	2.8	977
2003	15,012	1.1	17,947	4.5	32,959	3.0	1,019
2004	14,878	0.9	17,115	4.6	31,993	2.9	966
2005	14,690	1.3	16,267	5.0	30,957	3.2	1,036

資料 国土交通省「土地白書」、「都市計画年報」、総務省「固定資産の価格等の概要調査」より農中総研作成

労働環境の地域格差 賃金と仕事の見つけやすさの動向

地域間の「賃金格差」はどうなったか

世の中の様々な差異を社会問題としての視点から捉える場合、「格差」という言葉が使われる。地域間の差異はその代表例であり、「地域格差」という言葉で語られる。本稿では雇用環境の地域格差の状況を見ることとしたい。

まず、「賃金構造基本統計調査」(注1)により、2000年から06年にかけての都道府県別(以下、都・道・府・県を区別せず県と記述する)の民間賃金(年間給与)動向(注2)を見よう。全国平均の民間給与は00年の497万円から、景気低迷と企業のリストラなどを背景に、04年にかけて485万円まで減少したが、06年には489万円に小幅戻している。

一方、県の間での給与のばらつきを示す標準偏差は、00年の54.2万円から06年に57.2万円に約3万円拡大した。この数字の解釈には難しいところがあるが、格差拡大というほどの印象は薄い。しかし、最高と最低の差は251.6万円から286.8万円へ35万円増大した(第1図)。また、年間給与550万円以上は東京、神奈川

のみであるのは変わらないが、450万円以下の県は23から28へ、400万円以下についても9から14へ増加した。また、04年から06年にかけて全国平均給与は増加に転じたが、4割以上の21県ではなお減少が続いている。

賃金の地域差を県という単位から見れば、大都市を中心とする上位県と地方を中心とする下位県との差が広がっていることは確かであるものの、問題は賃金水準の下位層にある県数が増加し、かつ多くの下位県の賃金が下げ止まっていないことにあると思われる。

景気拡張期間が5年半を経たにもかかわらず、地方への波及は遅く、下位県を中心に賃金調整がなお継続していることが分かる。

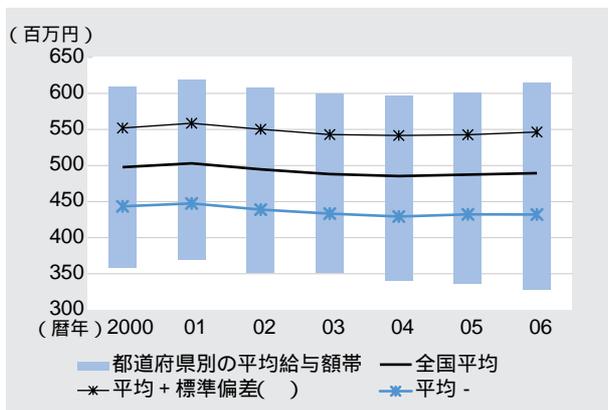
仕事の見つけにくさの格差が拡大

前述のような給与の高低の問題に加え、雇用環境を考える時により切実なのは、今住んでいる所で仕事が見つかりやすいか、ではあるまいか。

公共職業安定所(ハローワーク)で扱う「求人数」を「求職者数」で割った「有効求人倍率」は、仕事の見つけやすさを示す代表的指標である。有効求人倍率の1倍割れは求人数が求職者よりも少なく仕事が見つかりにくいことを意味する。

92年10月から1倍を切っていた全国平均の有効求人倍率は、05年12月から1倍を超え過去1年は1.03~1.09倍で推移している。年齢や職種、スキル・資格等の求人内容と求職者のミスマッチを脇におけば、全国平均での職探しの状況は改善してきたということを示す数

第1図 都道府県別の賃金差の変化



資料 厚労省「賃金構造基本調査」から農中総研作成

字であり、戦後最長の景気拡張の結果と言えるかもしれない。

しかし、有効求人倍率の県との差は拡大し、改善が遅れている県も多いのが実情だ。

景気拡張が始まった02年の全国平均の有効求人倍率は0.54倍と極めて厳しい状態であった。最高は0.83倍（山梨）最低は0.29倍（青森）で、標準偏差は0.14であった。

一方、足もと（07年1～4月）の全国平均は1.05倍に上昇している。しかし、最高は1.98倍（愛知）最低は0.41倍（沖縄）で標準偏差は0.32に拡大。有効求人倍率が1.30倍を超えている県が11ある一方で、全国平均 - 標準偏差（ ）である0.73倍を下回る県が北海道、東北、四国、九州に9あり、相変わらず職探しの厳しい状況が想像される（第2図）。

今でも出稼ぎで家族と離れ一年の多くを過ごす人も多く、どうしても職に就くため故郷を後にせざるを得ない人も少なからずいる。しかし、「仕事のある所に行けば」という問題

ではない。戦後経済発展の経路と同じような大都市への集中化政策を再び取ることは無理がある。とはいえ、住み慣れた所で暮らせるような地域雇用の改善する即効薬は少ない。持続性のある地域活性化策を積み上げることが肝要だ。そのためには外部人材も活用し、地域の経済資源の新たな発掘やそのPRを行うことも大切である。そうしたなかで企業誘致や起業の実効性もあがると期待される。

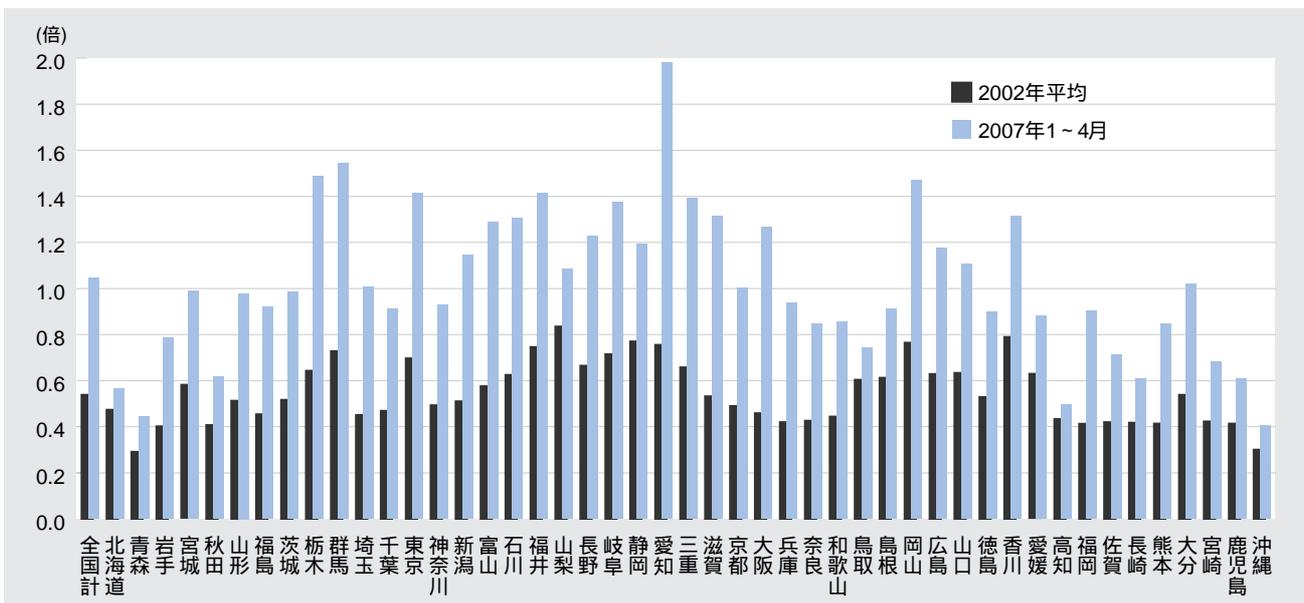
また、雇用政策についても地公体が地域の雇用ミスマッチの実態を確認した上で、あらゆる年齢層にわたるきめ細やかな職業訓練体制を作ることが必要ではなかろうか。一方、国には改正雇用対策法（9月施行）での求人の年齢制限禁止の徹底などにより求人・求職のミスマッチ是正を進めることが求められる。

（調査第二部副部長 渡部喜智）

（注1）「一般公務員」は入っていない。

（注2）本稿での賃金は、きまって支給する給与 + 賞与等の特別支給給与の年間給与合計。

第2図 都道府県別有効求人倍率の比率



資料 厚労省「職業安定業務統計」から農中総研作成

新潟県における経営安定対策への対応状況

1 いよいよ始まる経営安定対策

品目横断的経営安定対策が、いよいよ今年度から開始される。現在、米、大豆の申請手続きが進められており、申請締め切り（7月2日）までにどの程度の農家が申請し、どの程度の面積がこの制度でカバーされるか注目される。

既に麦（秋播き）については昨年秋に申請手続きが済んでいるが、麦はこの制度に乗らないと助成金（「ゲタ」の部分）が得られなくなるため、麦作農家のほとんどが申請し作付面積はほぼ前年並み（正確には前年の97%で9千ha減少）を確保することができた。大豆についても、麦と同様に本制度の対象にならないと助成金をもらえなくなるため高いカバー率になる見込みであるが、米については、「ゲタ」（条件不利補正交付金）の部分がなく「ナラシ」（収入減少影響緩和交付金）のみであるため、加入しない農家も多く出る見込みである。

農村の現場でこの制度がどう受け止められ、その結果、今後農業構造がどう変化していくのであろうか。日本最大の米産地である新潟県における対応状況を見てみたい。

2 新潟県の稲作の概況

周知の通り、新潟県は「新潟コシヒカリ」で有名な米どころであり、米の作付面積は12万ha、生産量は65万トン（06年）で、ともに北海道を抜いて全国第1位である。米の生産額は1,903億円で農業生産額の63%を占め、米

は新潟県を代表する生産物である。新潟県の稲作農家（販売農家）は80千戸、平均作付面積は1.5haであり、都府県の平均（1.0ha）より5割大きい。一方、麦の作付面積は453ha（大麦のみ）大豆の作付面積は6,450haで、米に比べて非常に少なく、収量も低い。

新潟県の農家戸数は107千戸（うち販売農家82千戸）で、10年前に比べて17.4%減少した。特に、小規模農家の減少率は大きく、1ha未満の農家は過去20年間で半減し、「土地持ち非農家」の数は50千戸（05年）に達している。こうした中で、一部の農家は規模を拡大し作業受託面積も増やしているが、稲作農家の多くは田植機（所有率76%）やコンバイン（同74%）を所有している。

第1表 新潟県の経営規模別農家戸数 (単位 戸, %)

区分	1985	1995	2005	95/85	05/95	
自給的農家	22,034	20,240	24,517	8.1	21.1	
販売農家	0.5ha未満	21,850	16,824	11,130	23.0	33.8
	0.5～1.0	42,344	32,456	22,497	23.4	30.7
	1.0～1.5	25,763	20,182	15,066	21.7	25.3
	1.5～2.0	16,803	13,314	10,181	20.8	23.5
	2.0～3.0	17,585	14,827	11,575	15.7	21.9
	3.0～5.0	8,085	8,659	7,850	7.1	9.3
	5.0ha以上	1,058	2,399	3,712	126.7	54.7
計	155,522	128,901	106,528	17.1	17.4	

資料 農林水産省「農業センサス」

3 経営安定対策への対応状況

農林水産省は、米について経営安定対策の加入率の目標を、09年度までに米作付面積の5割、初年度（07年）は稲作所得基盤確保対策加入面積（75万ha）の5割（米作付面積の22%）としている（日本農業新聞07年3月26

日)。5月末までの申請状況は初年度目標の6割の22万haになっているが、地域によってかなり差があり、最終的に加入率(面積)が1割にも満たない県も出る見込みである。

新潟県庁によると、3月末時点で米作付面積の37%はカバーできる見通しとなり、申請締め切りまでに5割に乗せるべく努力しているとのことであった。ただし、面積カバー率が5割を超えている市町村がある一方で、2割に満たない市町村もある。地域による差は、農業構造や農協の取組みの差によるものであり、一般に規模拡大が困難な中山間地域の加入率は低い。

4 認定農業者と集落営農

新潟県では規模拡大志向のある稲作農家が比較的多く存在し、新潟県の認定農業者数は11,801(07年3月末、うち6割が稲作が主)で、1年間で2割近く増加した。そのため、経営安定対策の申請者は集落営農より認定農業者のほうが多く、面積で9割は認定農業者が占めている。

一方、集落営農は200足らずであり、隣県の富山県に比べて集落営農の取組みは進んでいない。これは新潟産米の価格が他県産に比べ高いため(注)、新潟県では個別農家で稲作を行ってもなんとか採算がとれるということがあると考えられる。

(注)05年産のコメ価格センター入札価格平均(60kg)でみると、全国平均(15,128円)に比べて、新潟コシヒカリ(一般)(18,303円)は2割、魚沼産コシヒカリ(24,579円)は6割高い。

しかし、新潟県においても、米価が傾向的に低落しているなかで多くの稲作農家は今後

に不安感を持っており、稲作農家戸数は減少している。経営面積3ha以上の農家(農家数の11%で経営面積の4割を占める)は認定農業者として経営安定対策(認定農業者の場合4ha以上が条件、ただし中山間地域の特例あり)に加入する可能性があるが、農家の9割を占める3ha未満の農家は、集落営農を組織しないと経営安定対策に加入できない。

5 集落営農推進の課題

このように、今後新潟県で経営安定対策の加入率が増加するか否かは、中山間地域等における集落営農の組織化にかかっているが、集落営農組織化の最大の障害は経理一元化であり、農家は稲作の収支について財布を一つにすることに抵抗感を持っている。また、将来の担い手が確保できていない地域が多いことも集落営農が進まない大きな要因であり、さらに、個々の農家が米を販売する場合は消費税納税が免除されるが、集落営農にして販売金額が10百万円を超えると消費税の支払い義務が生じるという問題もある。小規模な稲作農家は今回の制度に加入するメリットを感じておらず、現在は中古農機を買うなどによりコスト削減に努めている。

いずれにせよ、農家の1割しか対象にならないような今回の制度では農家の稲作に対する意欲は衰え、小規模稲作農家の多くは現在の農業機械が使えなくなった時に稲作をやめていく可能性がある。その時に、その受け皿としてどの程度集落営農の組織化が進むかが注目される。

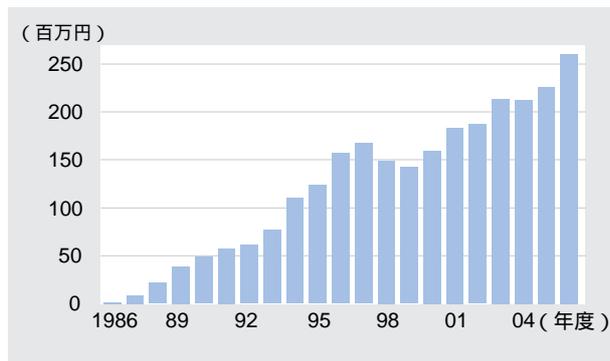
(主任研究員 清水徹朗)

徳島県上勝町

「^{いろどり}彩の里」の希有の導き手と元気なお年寄りたちの町起こし

徳島市内から勝浦川沿いに国道16号線を上流に向け遡ること1時間。流域に沿った山あいに徳島県上勝町^{かみかつ}はある。人口約2,000人、東西19km、南北12kmにわたる広域に多くの集落が点在する。現在、上勝町は料理に添えられる「つま物」の販売ビジネスである「いろどり」事業で全国に知られる。1986年度わずか1百万円から始まったいろどり事業は06年度には260百万円にまで拡大し、同町の主要産業となっている（第1図）。

第1図 上勝町・いろどり事業の売上高推移



資料 (株)いろどりの資料から農中総研作成

しかし、事業として確立するまでには他にも増して厳しい同町の農林業の状況と、それを打破したいと願った一人の人物の強いリーダーシップがあった。起業から発展へ、さらに将来へ向けた動きをレポートしたい。

高度成長期後の町の苦悩

上勝町の林野比率は85.4%と高く、豊かな森林資源を持つ。まさに「見渡すかぎり、みどり帯したふるさと（阿波上勝音頭より）」である。林業は長く町の主要産業であり、生

計を支えてきた。しかし、輸入材との競合から木材価格は長期低迷し、町内に多くあった製材所は一つ二つと姿を消し、出材の収益性の落ち込みから販売林家は減少した。

また、農業では先祖代々の営みによって全国百選にも選ばれる見事な棚田が作り上げられてきたが、町の耕地比率は2.1%。狭く傾斜のきつい土地は上勝の農業の厳しい宿命であった。高度成長期には米のほかに、お茶と温州ミカンが大切な現金収入源に育ったが、ミカンは値崩れによる打撃に加え、81年の異常寒波で木が全滅した。

この上勝町の農業の窮状を救うため、若き営農指導員であった現(株)いろどり代表取締役の横石知二氏は、ほうれん草などの自給野菜、花卉、山菜、しいたけなどを自ら集め、徳島の市場まで毎日のように運んで出荷した。「多品種少量産地化」に取り組んだ結果、存亡の淵にあった上勝の農業の立ち直りのきっかけが作られた。しかし、同氏の「上勝に良くなってもらいたい」との思いからの行動はこれにとどまらなかった。横石氏と元気なお年寄りたちの町起こしのドラマは86年に第二幕が上がった。

「いろどり」事業の起業は苦難の連続

横石氏のまさに天啓ともいえるべき出会いは86年秋、出張時に立ち寄った大阪の寿司店で女性客の明るい会話の中にあった。

その時、若い女性たちの話題は、料理にも増して青紅葉の葉に向けられていた。それは、

料理に添えられる一般に「つま物」と呼ばれる葉っぱや野花などであった。同氏は思った、「葉っぱが売り物になるのか、そんなものなら上勝に一杯あるではないか」と。

しかし、このヒントが今日、「上勝の^{いろどり}彩」ブランドで全国各地の料亭・料理屋で使われているつま物が直ぐに「いろどり事業」となるほど甘い話ではなかった。ここから、地域農業の導き手としての横石氏のいろどり事業の苦勞が始まる。

同氏はまず、農家に出荷を呼びかけたが、「葉っぱが売れてお金になるのか、狸のお札の話でもあるまいに」と決して反応は良いものではなかった。それでも、日頃の横石氏の働きぶりを知る農家のなかに、熱心な呼びかけに応じ出荷の協力を申し出る人が出てきた。とはいえ、わずか4人の生産者でのスタートであった。

しかし、出荷が始まったものの、思ったような値段で売れるものではなく、採算割れとなるものさえあったという。横石氏は、「どんなものならば高く売れるのか」を知ることが大事だと思い至った。そこで料理屋に出向いて料理人に教えを乞うが、おいそれと料理人が教えてくれるはずはない。それをつかむため、横石氏は足しげく料理店へ通った。もちろん自腹であり、度を越す美食が健康に良いわけもない。体調を壊すこともあったという。

料理人も横石氏の熱意についに根負けしたのか、つま物に求められる形、色、大きさなどを教えてくれた。ここから地道な売れる商品づくりが定着して行った。横石氏らの朝は市場へ、夜は料亭・料理店への熱心な取引先開拓と相まって次第に全国の市場や料理人の

信頼を得ていった。

「彩」生産のために育てられた木々



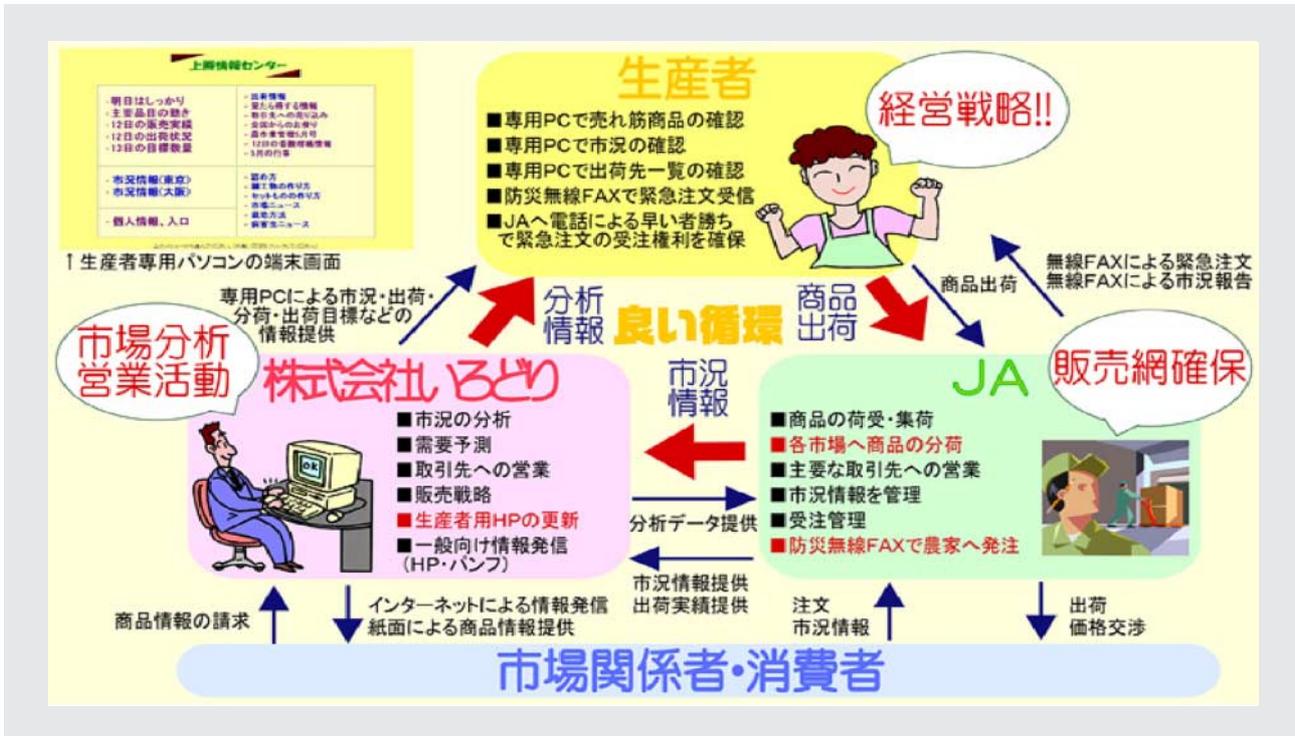
「上勝の彩」の強み

いろどり事業の売上高は、朝日農業賞を受賞した90年度に48百万円となり、94年度には1億円を超えて109百万円を達成した。その後、横石氏の上勝町への転籍などから事業運営が停滞したのを機に、事業の取引先開拓、市場・市況分析、商品研修などを専担で行う第三セクターの(株)いろどりが99年度に設立された。それ以来横石氏が代表取締役を務め、事業の発展に力を注いでいる。一方、JA(JA東とくしま・上勝支所)は集荷・出荷や受注情報の管理、生産者への緊急注文の送信などの役割を分担している。

現在、いろどり事業は「彩部会」190名以上の生産者会員を擁する。「上勝の彩」はつま物の全国シェアの8割程度を占め、320品目を四季折々安定的に出荷できる一大産地となった。06年度の売上額は260百万円に達したが、「上勝の彩」の強みは色々なつま物を生産できる自然の豊かさだけにとどまらない。ソフト面、特に生産者と(株)いろどり、JAの三者をつなぐ情報と気(やる気・生きがい)のやりとりにあるという。

生産者と(株)いろどり、JAの三者が無線

第2図 「彩」情報ネットワークシステム



FAXとイントラネットで結ばれており、当日の朝JAに入った緊急注文も11時には生産者に情報を流し、対応出来る人が連絡を返し午後にはJAから出荷できる態勢になっている。また、(株)いろどりは、様々なイラスト入りの市況・市場の分析情報や各生産者個人の出荷・売上情報を毎日提供しているが、生産者はこれを見て過剰出荷の抑制や市場ニーズに合った作物出荷を考えるとともに、自分の出荷実績を見て一層やる気を出すという(第2図)。

また、生産の中心となっている高齢者の長年にわたる草木に関する知識と経験、手先の細やかで丁寧な仕事ぶりも「上勝の彩」の大きな「資源」であるという。

いろどり事業の将来

長期的には売上倍増も夢ではないというの

が、横石氏の目算である。つま物を購入して使う動きは料亭・料理店から居酒屋チェーン、温泉地のホテル・旅館にも広がっている。今年7月には前述のイントラネットが光ファイバーに切り替わり、システムのレベルアップを行うが、これにより前述の三者間の情報のやりとりが質・量の両面でさらに高まるとともに、つま物の受注もインターネットで直接受け直送する態勢が整う。現在の卸売市場 - 仲買 - 小売 - 料理店等最終需要者という流れに、直接受注 直送が加わり、価格面でも生産者、需要者の双方にメリットが生じ、需要拡大が期待されると見込んでいる。

横石氏は、「産地間競争を気にするのではなく、自分たちのつま物の品質向上に注力し地域内の差を縮小する方向に指導を行い、一戸当たり売上が500万円クラスの生産者を拡大して行きたい」と言う。

いろいろ事業のもたらしたもの

横石氏はいろいろ事業の意味を「おばあちゃんが葉っぱを売ってお金を稼ぐことに止まらない」という。「お金が入り豊かになることは良いことだが、高齢者もパソコンを使い生き生きと仕事をして心身ともに健康に暮らす地域づくりに役立っていることが嬉しい。生産者の皆さんと一緒に「彩」出荷先の高級料亭へ視察訪問にも行く。また、町への視察者は年間4千人にものぼり有名人の来町者も増えている。これらを通じ自分の生産する「彩」の価値と自分の住む地域に自信を持って、前向きにいろいろなことに取り組む姿勢が少しずつ出来てきたのではないかと語る。

「彩」の生産者の多くは女性を中心とする高齢者だが、日々体と頭を使って元気に暮らしている（右写真は生産者の皆さん）。寝た切り高齢者の方が殆どおらず、高齢者比率が県下（48.5%）にもかかわらず、一人当たり医療費は県内の市部と変わらない。

いろいろ事業の成功もあり、町出身者へのアンケート調査では、7割程度が「町へ戻る予定あり」ないし「戻りたい」と答えているという。Uターンにとどまらず、上勝に縁の無かった都会の若者がIターンで移り住んで来ている。上勝町も町外から移住者のために廃校した小学校を複合住宅として住宅・貸事務所へ改修し提供している。町の内と外の「気と知（知識・情報）」が交じり合い、さらなる活性化に動いているようだ。いろいろ事業は上勝町のさらなる発展の牽引役になることだろう。

（調査第二部副部長 渡部喜智）

PCで情報をチェックする菅蒲さん



家族と一緒に仕事が出来ると喜ぶ針木さん



ご主人は葱、ご子息はワサビ葉、ご自身は彩りに頑張る多田さん(右：横石代表取締役)



（参考資料）

- ・「いろいろ」(発行 徳島市・立木写真館)
- ・(株)いろいろHP (<http://www.irodori.co.jp>)
- ・(株)いろいろの横石代表取締役、社員の皆様や生産者の皆様に取材協力頂きました事を御礼申し上げます。原稿内容については了解を得ていますが、錯誤等があれば筆者の責任です。

農林金融2007年6月号から

『EUの農業政策と貿易政策 国際経済秩序の
変化とEU 』 清水徹朗

欧州では戦争への反省から統合の動きが始まり、1958年にEECが設立され、その後EUは加盟国を拡大した。EUの共通農業政策(CAP)は農業者の所得安定に寄与したが、農産物過剰と財政負担増大をもたらし、93年に支持価格の引き下げと直接支払いの導入を主要内容とするCAP改革が実施された。

EUの貿易政策、関税制度は重層的になっているが、EUはさらにACP諸国とEPAを締結し、ASEAN、インド等のアジア諸国とFTAを締結する方針であり、これにより世界の貿易体制は大きく塗り替えられることになる。FTAを巡る世界の状況は混沌としており、いずれ世界貿易体制の再構築が必要な時期が到来するであろう。

『スイス農業政策の対外適応と国内調整

農政改革にかかる国民合意と96年の憲法
改正 』 平澤明彦

スイスは二度の世界大戦における食料不足の経験から、戦後は手厚い農業保護により食料自給率を引き上げた。

しかし90年代からは、農産物貿易自由化の国際交渉や、当時想定されたEC加盟等に対応するため、政策を大きく転換した。

新しい農業政策は、農業の多面的機能を目的に据えるとともに、農産物の価格形成をある程度市場に任せ、「直接支払い」によって農家の所得を補填するものであった。

国民投票によって、農業政策に環境・消費者団体や中小農民の要望が反映され、直接支払いの環境保全要件と、各種の表示規制が導入された。その結果、農業保護に関する幅広い国民的合意が形成されたのである。

『東アジア共同体構想と農業』 石田信隆

自由貿易協定(FTA)を進めるうえで農業が障害だという意見は、正しいのだろうか。

本稿ではまず、ASEANや日中韓3国などが積極的に進める経済連携の動きを見る。

次に、最新のデータを用いて独自の分析を行い、これら東アジア地域で起きている貿易の劇的な変化を描く。これは、域内分業と市場の拡大等により、この地域の経済が緊密化しつつ発展したことによって生じている。

最後に、経済連携と農業の関係について考える。食料の安全保障や農業の多面的機能を守ることと経済連携を進めることとは、矛盾するものであってはならない。そして互恵の立場で協力関係を深め、共通の課題に取り組む「大人の戦略」こそが、東アジアの経済連携と共同体形成につながることを主張する。

農林金融2007年7月号から

『後期高齢者への依存強める日本農業』

内田多喜生

2005年農林業センサスによれば、農家世帯員及び世帯員農業従事者において75歳以上の後期高齢者の割合が急速に高まっている。これは昭和一桁世代の一部が75歳以上に移行したことによる。後期高齢者への依存度が高まれば、農家が自営農業に投入できる労働力は減少していく。とくに、稲作・麦類作等の土地利用型農業では基幹的農業従事者の20%以上を後期高齢者が占めるため、その影響は大きい。後期高齢者への依存度は今後も高水準で推移するが2010年前後からは後期高齢者も減少に向かうとみられ、縮小する農業労働力を前提として早急に『ポスト昭和一桁世代』を見据えた農業生産体制の構築・整備を進めていく必要がある。

『日本の農地制度と農地政策 その形成過程と改革の方向』 清水徹朗

終戦後の農地改革の成果を確定した農地法は自作農主義を基本原則とし、農地の所有や利用に関する厳格な規制を設けた。その後、経営規模拡大を進めるため農地法改正や農用地利用増進法が制定され利用権設定が進んだ。農地転用、農業生産の縮小により農地面積は減少したが、近年は、農地転用は減少し農地価格は低迷している。農業の構造改革のため農地制度の改革が検討されているが、株式会社による投機的な農地取得等の懸念は払拭できず無制限な規制緩和は問題である。都市農地を保全するための制度改革が必要であり、また環境、景観の要素を含んだ農地制度を構築する必要がある。

『企業の農業参入の現状と課題 地域との連携を軸とする参入企業の実像』 室屋有宏

企業の農業参入は、「先進的な担い手」である企業が日本農業の変革を進めるとの観念的な見方や話題性が先行し、実態を踏まえた議論が不足している。

現実の参入企業をみると、そのほとんどは地元の中小企業（建設業、食品企業等）であり、農業についての経験・ノウハウは乏しく、参入の事前、事後にわたり行政、JA等の支援を受けている。一方、地域貢献に強い関心を持つ企業も多く、農業参入を通じた地域の自立化・活性化、地域資源のマネジメントの観点からも評価すべき面がある。

参入企業の農業経営は総じて厳しく、企業を地域の多様な担い手のひとつとして育成、定着させていくためには、地域社会、なかでもJAの果たす役割が大きくなっている。

金融市場2007年5月号から

情勢判断

1. 物価下落継続見通しの下、追加利上げを示唆する日本銀行～次回利上げは物価持ち直し後の10～12月期～
2. 米国：インフレ高止まりリスクあり、利下げ観測は後退
3. 今月の情勢～経済・金融の動向

今月の焦点

1. 「格差問題」の捉え方とその対応
～求められる再分配機能の見直し～
2. CSRはブランド価値を高めるか
3. リタイア層の家計収支と貯蓄額
4. 国際商品市況の持ち直し傾向とその背景

金融市場2007年6月号から

情勢判断

1. 07年度上期は経済・物価とも力強さを欠く展開に
2. 米国：景気・インフレの両面から利下予想に同調せず
3. 経済・金融の動向
4. 2007～08年度経済見通し

今月の焦点

1. リース会計基準の改正とリース会社の対応
2. 米子信用金庫の資産運用アドバイス業務
3. 遠距離介護という視点からみた高齢者世代

安心して暮らせる豊かな地域社会の実現

J Aのコミュニティ支援への期待

三重大学大学院 生物資源学研究科
教授 石田正昭

コミュニティ支援は喫緊の課題

昨年開催の第24回 J A 全国大会では、「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献」が喫緊の課題として取り上げられた。これを受けて昨年12月から今年3月まで全中に生活活動研究会が設置され、J Aのコミュニティ（地域社会）への積極的関与が提唱された。またそこでの議論を受けて、今年5月から「くらしの活動強化推進委員会」が設置され、具体策の検討が進められている。

小稿では、J A 総合事業の基礎的活動としてコミュニティ支援を取り上げ、J Aがコミュニティとどのような形で連携・協力し、コミュニティの自発的發展に貢献することが望ましいのかを考えてみたい。

コミュニティをどうとらえるか

J Aにとってコミュニティは聞き慣れない言葉であるが、一般にコミュニティとは「人と人のつながり」を指している。そして、その人と人のつながりは、生活地域を共有する「ローカル・コミュニティ」と関心や想いを共有する「テーマ・コミュニティ」の2つから成っている。

ローカル・コミュニティは、行政区（自治会）、小学校区（連合自治会）、市町村、郡、都道府県など、さまざまなレベルの範囲が想定できる。いいかえれば、重層的な性格をもっているのであるが、とりあえず小稿では、

生活圏、文化圏、経済圏として人びとが共有できるものが多いところをローカル・コミュニティと呼ぶこととしたい。

一方、テーマ・コミュニティは、人びとの関心や想いをベースに自発的相互性をもって活動する単位である。保健・医療、福祉、社会教育、地域づくり、子ども、環境保全など、さまざまな種類の活動分野が想定できる。このテーマ・コミュニティは、ローカル・コミュニティの範囲で成立するものもあれば、その範囲を超えて成立するものもあって、区々である。

ローカル・コミュニティとテーマ・コミュニティは、しかし、相互に排他的ではなく、重なり合って活動することも多い。その典型は、地域自治組織ないしは住民自治組織と呼ばれる、主として小学校区を単位として結成される「まちづくり協議会（または委員会）」である。そこでの活動は、ローカル・コミュニティの課題や関心に応じて区々であるが、総じていえば、高齢者福祉、子育て、地域防災、環境保全、地域交流、農業づくりなどが部会単位で取り組まれている。

地域自治組織の特色は、行政区（自治会）とは異なって、行政の下請ではなく有志による自発的な活動であること、したがって、役員が交替するたびに振り出しに戻るような輪番制ではなく、一定の知識や経験、技術の蓄積が可能であることに求められる。

もう一つの特徴は、ローカル・コミュニティにおける農家や農業の存在感は小さくはないものの、しかし、マジョリティではないことに求められる。そこでは住宅団地や工業団地が立地することも多く、非農家がマジョリティを形成している。

このことは、農家や農業（部分）からローカル・コミュニティ（全体）をみるのではなく、ローカル・コミュニティ（全体）から農家や農業（部分）をみるという、新しいタイプの地域農業づくりを構想させるという点で、重要なパラダイム変化を内包している。

コミュニティビジネスを起こそう

コミュニティビジネスとは、以上で述べたようなコミュニティをベースとして、地域に根ざした各種サービスを提供する事業体を指している。コミュニティに貢献するという点でミッション性が高く、また雇用を確保し、継続的成果をめざすという点でビジネス感覚もあわせもつ特別な事業体である。

コミュニティビジネスにおいては、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現という課題を、「政府や行政に任せる」のではなく、また「市場に委ねる」のでもなく、地域の自発的相互性によって解決するというアプローチをとる。そのかぎりでは非営利原則が追求されるが、それが担保されるならば、経営形態はNPO、協同組合、小さな株式会社、あるいは任意団体のいずれであってもよい。

ただし、コミュニティ（みんな）のために働くとはいっても、ただ働きは事業の継続性の観点から否定されなければならない。最低でも時給の確保が必要である。

ローカル・コミュニティ（全体）から農家や農業（部分）をみるという、新しいタイプの地域農業づくりという点では、およそ次のような活動・事業領域が有望である。食と農（集落営農、ファーマーズマーケット、加工、レストラン、学校給食など）、健康（カントリーウォークなど）、助け合い・福祉（ミニデイサービス、給食サービス、家事代行サービスなど）、資源・環境（生ごみコンポスト、里山・河川の環境美化、景観保全、遊休農地の活用など）、生きがいづくり（料理教室、市民農園、生きがい農園など）、都市農村交流（グリーンツーリズムなど）。

JAによるコミュニティ支援

この種のコミュニティビジネスが成功するか否かは、そのコミュニティにどのような「人と人のつながり」ができていくかによる。信頼、互酬の関係がより深く、より多くできていることが成功要件となる。

もう一つの成功要件は、インターミディアリー（中間支援）の機能がどの程度できているかによる。調査・助言、技術開発・支援、資金援助、土地・施設の提供、情報の受発信、地域産品・サービスの認証などがそれらである。これらはコミュニティビジネス成立のための基盤を形成しており、自治体はもちろんのことJAの参加・参画が欠かせない。

6月7日付け日本農業新聞によれば、農林中金が100億円基金を造成し、幅広い担い手支援に乗り出すと報道されている。できることならば、中金と単位JAが一体となってコミュニティビジネスの奨励（公募型の資金援助など）に乗り出してほしいと思っている。

今昔物語

昭和39年農業高校を卒業して農業に就いてからもう40年余が過ぎてしまった。農家の長男ということで何の違和感もなく当然のこととして農業者となった。戦後19年が過ぎようとしていた。次男、三男の男子と女子は15才で中学校を卒業してすぐ、東京や関西方面へ集団就職列車で行く時代であったから、農業高校で学んで農業に就く事はむしろ恵まれていたのかもしれない。しかし多くの国民の生活は衣食住どれをとっても満足するものではなく、とりわけ主食の米は不足気味であった。担任の先生から、「君達は国民の生命を守る食料を生産する大切な仕事を担うのであるから自信と誇りをもって頑張るように」と励まされた。

国民はオリンピックによって高揚し、この時代から日本の経済は徐々に発展していったが、農村の生活は文化とは程遠く、経済的にも恵まれる事は少なく、3年に一度、時には連続して襲ってくる冷害、水害、台風が更に拍車をかけていた。だがそれでも現在の様に離農する人はごく稀で、試験機関は耐冷で増産品種の開発に努力し、農家は客土、暗渠、開田と米の増産に努力を費やしていた。

そんな中にあっても、農村には集落全体で守るべきものがいくつもあった。6坪程の神社に元旦には全員が集まり、マイナス20にもなる部屋で一年間の家内安全、天下泰平を願い、4月には厄年の厄払い、五穀豊穡を、9月には豊作を感謝し、青年団は演劇や踊りを披露した。子供達は奉納相撲で勝者にはノートを、敗者にはエンピツを、時に女子が出

て勝ったものなら住民の拍手喝采で大騒ぎである。7月の土用の3番(土用に入ってから3日目)には地域総出で用水路の土砂上げや草刈り、終わったあとは近代農業への発展への開拓戦士とも言える農耕馬に感謝を込めて、川辺に埋もれるように建っている馬頭尊碑に集まり、火災や病気、老いて眠れる霊に手を合わせ、大人達は酒を飲み、子供達には駄菓子や両手一杯振まわられていた。労働は殆どが手作業で機械化等とは程遠い時代であった。

しかし今想うとこの時代が一番良かったんじゃないだろうか。経済的には恵まれていなかったが、貧しくとも皆んなで助け合い、地域全体で老人を敬い、子供達を育て、動物や食べ物に感謝し、そんなあたり前の繰り返しで40年を経た今はどうなっているのだろうかと思う。栄枯盛衰ということなのか。集落も当時の半分以下、朽ちた神社の改修も目途が立たず、お祭りも形だけ、馬頭尊碑も老人が草刈りをするだけ。どこにも子供達の声はない。あと10年で更に半減するという。食料が氾濫する中で高齢化が予想を超えて加速し、格差社会は農村も例外でなく、担い手対策は小農家の離農を早めているようである。今年から始まる農地・水・環境保全向上対策によってお金が出て来るが、昔の様に地域の連帯によって穏やかな生活と食料を生産する誇りが戻って来るのだろうか。都市も農村も今何が起きていて、何をすべきかを考えるべき時ではないかと思う。

(北海道岩見沢市

廣川農場 取締役 廣川丈夫)

農中総研 調査と情報 | 2007年7月 (第1号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3

Tel.03-3243-7323 Fax.03-3279-7136

URL:<http://www.nochuri.co.jp>

E-mail:esuzuki@nochuri.co.jp